浅沼稲次郎の政治指導(二・完)

——一九五五~一九六○年 ——

松 本 浩

延

目次

はじめに

第一章 二大政党制を目指して

第一節 浅沼稲次郎の政治指導の展開と参議院選挙での勝利

第三節 第二節 日ソ交渉における鳩山一郎内閣との協調 政権担当能力を示すー -国会運営と党外交の推進

小括(以上第三九八号)

第二章 路線転換の模索

第一節 衆議院選挙での「伸び悩み」

反対の争点化― -大衆運動との連携、 日中関係、日米安保

参議院選挙の敗北による指導体制の揺らぎと党の分裂

浅沼稲次郎の政治指導(二・完)

同志社法学 七〇巻三号

七一(一〇七七)

`

第三章 浅沼稲次郎委員長の政治指導

第一節 委員長への就任と指導体制の回復

第二節 「安保闘争」の政治指導と「護憲・民主・中立」政権構想の提示

政権構想の挫折と暗殺

小括

おわりに(以上本号)

第二章 路線転換の模索

第一節 衆議院選挙での「伸び悩み」

て社会党のアピールを続けていた。

うことで自社両党は合意し、衆議院は解散された。前章でも述べてきたように、浅沼は、既に前年から総選挙を見据え 後に「話し合い解散」と呼ばれるように、社会党からの内閣不信任案上程直後に不信任案の審議を行わずに解散を行

な、急激な変革など全然考えていない。それが証拠に自衛隊にしても、廃止なんていうことは毛頭考えていない。ただ 例えば、特に社会党が批判を受けることが多かった防衛問題に関して、浅沼は「われわれは資本家が恐れているよう

誤解ですな。 警察予備隊程度に止めるという方針」であると主張し、実行可能な政策を推進していく点を強調する。同時に、「とこ ろが、一般では社会党が天下を取ったら自衛隊なんか、すぐ消えてなくなるだろうと考えてる人が多い。とんでもない われわれはすべての物事を一ぺん(ママ―筆者注)に変革しない。漸進的にやってゆく」とも述べ、党に

対する国民の不安感や批判を極力抑えようとしていく。

れわれの打ち出した基本方針は厳然として生きている」と述べ、統一以来の指導体制に変化がないことを明言する。 来のとおり社会党の政策や運動を民主的に推進するという基本方針は変化されておらない。字句の修正はあったが、 ではないかといった批判に関しても、「中央執行委員会の考え方を私から申し上げると、左派の修正案可決によって運 動方針の一部修正をみたことは事実だ。これを一般には社会党の急激な左傾化と目する人々も少なくないようだが、従 他方、前年の党大会において、一九五七年度運動方針が党大会で修正された点をもって、社会党が左傾化しているの わ

の程度の字句の修正をのんだ」とし、浅沼自身の指導の下に党が運営されている点を強調している。 受け取っているようだが、事実は然らず、執行部のつくった綱領の精神は毫も変改されていない。だからわれわれもあ リー問題に対してはソ連の武力介入を是認する修正案文を提出したが、われわれはこれに反対して結局『不平等条約を 面があったとしても容認できない』と、本部原案の線にそって再修正したのです」「これをもって社会党の性格変貌と なくすることを目途に』という穏かな表現に改め、ソ連の武力介入を『とくにハンガリー問題を反動勢力に利用された 特に修正内容に関しては、「日米不平等条約については『不平等条約の廃棄を目途に』といった強い表現や、ハンガ

障されている現状に対する危機感を顕にする。 といえば、それはアメリカの軍隊である」とし、「およそ一国が他国の軍隊によってその安全が保障されれば、 呼びかける。浅沼は、日本の安全保障の現状を「形からいえば独立であるが、日本の安全は、一体誰が保障しているか の将来は、他国の隷属国になりはしないかという心配をもたざるを得ない」と述べ、アメリカによって日本の安全が保 同時に、浅沼の持論でもあり、党のスローガンともなっていた「日本の完全なる独立」に関しても、

国内のアメリカ軍基地に関しても、「日本には、六百の軍事基地がある。軍事基地とは、 アメリカの租借地のような

七〇巻三号

縄をはじめとする領土問題もとりあげつつ、日米関係の「不平等性」を主張するのである。 きない」、「この軍事基地を拡大するために、日本人同士が血を流している。その例は砂川である。またこの間から騒が ものである」、「その中には日本の裁判権は及ばない(…中略…)軍事基地で起った犯罪は、 筆者注)」、「こういう現実をわれわれはみるのである。こういうようなことでは完全な独立とはいえない」と述べ、沖 れている相馬ヶ原では、アメリカの演習のために日本の婦人が射殺されるという事件が起こっている(ジラード事件― 日本ではどうすることもで

廃運動をやった姿を、今こそ日本国民は思い返すべきであると思う。私は先頭に立つ決心である」と述べることで、有 われわれの先輩は横浜に、あるいは神戸にあった租界を撤廃するためにあらゆる努力を払った」、「この先輩の不平等改 条約改正運動を重ね合わせている点である。浅沼は「今こそ日本国民は立ってこの不平等条約と斗わなければならない。 ここで興味深いのは、浅沼が、自身が主張する日米安保条約が持つ「不平等性」の解消と、明治時代の列強との間の

れば、単独での政権獲得は望めない状況でもあった。 よる社会党政権の樹立であった。もっとも、候補者が二四六名に留まったこともあり、 こうした主張を展開しつつ、浅沼は選挙戦でも陣頭指揮をとっていった。選挙の目標は社会党単独での過半数獲得に 候補者のほぼ全員が当選しなけ

権者のナショナリズムに訴える形で自身の主張を展開していくのであった。

背景に相変らず強く、わが社会党の公認候補も苦戦を強いられている地区も多い」との問題点も指摘し、さらなる地道 な選挙運動が必要であると檄を飛ばす。同時に「すでに二百名近い当選確実者を出している。この情勢で終盤戦でのお を労うと同時に、「地域的な結びつきの弱さは、社会党躍進の大きな壁となっている」、「保守党も顔と地盤と金の力を 婦人各階層の協力団体の支援を得て、保守政治のガンにするどいメスを入れようとしている」と渦中にいる議員や党員 選挙戦終盤には「保守陣営の生活、人情と結びついた根強いきずなに対抗して労働、農民、中小企業、漁民、

観的な見通しも示していた。 い込みに重点的な努力を行えば、当初の予定通り、二百名以上の当選者は確保出来るものと信じている」とし、やや楽

と、六議席増加はしたものの、浅沼自身の想定であった二○○議席には遠く及ばないものであった。加えて、現職議員 が三○名近く落選するなど、選挙対策委員長とともに候補者選定などの責任を負う立場の浅沼としても、看過できない だが、五月二二日の開票結果は、浅沼にとっては大きな挫折感と不満を生じさせるものであった。獲得議席は一六六

状態だったのである。

ができなかった。 常闘争」の活発化、すなわち個々の議員や活動家が、各々の地盤での活動を重視していくといった解決策しか示すこと 沼ら執行部は、ドイツやフランスなど各国の社会主義政党の事例も議論しながら路線を模索するものの、短期的には「日 案の定、選挙結果に対して党内からは不満が続出し、浅沼を含めた執行部は自己批判を迫られていくこととなる。浅

敗北を受けて執行部の正統性は揺らぎ始める。 たが、選挙の結果は「伸び悩み」であった。また、政権与党と対決すべきであるとする党内の異論を封じていたものの、 前章で述べてきたように、協調的な国会運営を続け、政策論争を行うことで政権担当能力をアピールしようとしてき

に、政府与党の意志は固く、容易に打開に動けないことも、主観的には浅沼の不信感を増大させていったのであった。 ように、書記長―幹事長会談を軸に役員配分問題の打開に動くが、いわゆる第二次岸内閣の「高姿勢」とよばれるよう 破る形で与党単独で占めようとしたこともあり、更に国会運営における協調は難しい物となっていった。浅沼は従来の そうした中、第二九特別国会において成立した第二次岸内閣が、正副議長を含めた議員内役員を、それまでの慣例を

第二節 反対の争点化――大衆運動との連携、日中関係、日米安保

批判的な立場をとる西尾も含めて全党的に共有されていたといえる。特に、浅沼はもちろんのこと、戦前期に治安機関 断する。総じて言えば、こうした方針は、個人によってある程度の濃淡はあるものの、後に院外の大衆運動との連携に 警職法改正案が提出されたことを受け、浅沼はデモやストライキを伴う院外大衆運動との連携図る方針をとることを決 からの取締に苦しんだ世代が社会党の指導者層の多数を占めていたこともあり、警職法の改正を現実の脅威として受け 九月二九日に招集された第三○臨時国会中、一○月に発生したのが警察官職務執行法改正問題である。一○月八日、

きも活発化してきたため岸にも焦りが生じ始めていた。結局岸は党首会談による事態の打開に動き出す。 行、法令を無視し、クーデター的暴挙に訴えて、会期延長を宣言、議会政治を暗黒のどろ沼に陥し入れ」たと断じ、激 しく岸内閣を攻撃する。国会の空転は一ヶ月近くに亘ったものの世論の強い後押しもあり、また自民党内反主流派の動 党は一〇月一九日に「岸内閣打倒闘争宣言」を発表し、全面的に警職法改正に反対していく。浅沼自身も「国会の慣

取ったことは推測されよう。

において、事態収拾の執行部に対する一任をとりつけることに成功する。 安易に承諾するわけには行かないという事情があったといえよう。ここで浅沼は、一一月一二日に開かれた臨時党大会 好ましいものではあった。だが同時に、幹部同士での妥協に走ったとの批判を党内外から受けることも予想されたため、 当初、こうした党首会談による事態打開の申し入れを浅沼は拒否する。自民党側からの申し出は、無論浅沼にとって

た第五次四者会談で、警職法を審議未了廃案とする代わりに、国会を正常化させるという合意が成立するのであった。 勇自民党国対委員長との四者間で、一週間に亘って赤坂プリンスホテルで断続的に会談を続ける。結局二一日に行われ 事態打開を一任された浅沼は、一四日から社会党国対委員長の河野密とともに、川島正次郎自民党幹事長および村上

党首間で確認される。 翌二二日に行われた岸―鈴木の党首会談は、浅沼も含めた四者会談のメンバーも参加して行われ、四者会談の合意が両

から圧力をかけるという手法を見出した浅沼であったものの、後述するように、その手法自体には迷いも感じていたの このように、 世論の反発を背景とした院外運動と連携することで、内閣を弱体化させ、自民党内の主導権争いに外部

である。

なっている点で興味深いものがある。 年を待たずに袂を分かつこととなる両者ではあるが、この時点での浅沼の政治構想や、西尾との相違点が浮き彫りに 年が明けて一九五九年、浅沼は『日本社会新聞』の紙面上において、西尾との間で新年座談会を行っている。この後、

権争いに介入していく可能性を強調する。 閣の命脈も尽きるというようなときが、一歩あやまれば来るのではないかと思」うと述べる、引き続き自民党内の主導 れは何も政策の相違とか何とかいうことでなくて、自由民主党内部の主導権の争いということが深刻に行われて、岸内 わからぬ」、「結局は、自由民主党の内部は対立が激化して、一歩あやまれば内閣の運命までいくのではなかろうか―そ 浅沼は「案外自由民主党内部における主流派と反主流派の対立が激化して、どういうような形で議会へ臨んでくるか

でそうした派閥抗争は、自民党内部に留まるものに過ぎず、社会党と連携する可能性はほとんどないと反論するのであ ぬよ」、「結局、内輪ではいろいろやるけれども、社会党に渡さぬという点においては大体間違いない」と述べ、あくま してくれるならということで、その力を利用して(主流派を―筆者注)ゆさぶるよ。ゆさぶるけれども、岸内閣は倒さ ただし、そうした浅沼の姿勢に対して、西尾は冷淡であった。西尾は「反主流派は、それは自分らをバック・アップ

浅沼稲次郎の政治指導(二・完)

同志社法学 七〇巻三号

してもある程度の点をかせぐという事になるのじゃないかな」と述べ、あくまで対案を提示する路線を重視する。 によってこれをまあ八つやらせるようになった、九つやらせるようになったということになれば、(…中略…) 野党と また、国会における自民党との政策論争に関して、西尾は「向うが七つやろうとしているのを、それをこっちの発言

非常に問題になる」と述べ、対案路線による有権者へのアピールが持つ限界も指摘しているのであった。 こっちはできないと」、「そこでそういう点をどういう具合に徹底するかということで、実は現実的政策を考えながら、 くる」、「しかし国民の方の受ける印象は、あんまり同じようなことをやっていると、政権を持っている方が実現できて、 それに対して浅沼は、ある程度同調しつつも、「現実の問題、社会保障の問題をやっても案外相手方と社会党が似て

言われてもこうするのは当然だと思う」と述べるなど、党内部からの浅沼への反発を退けながら議会主義に徹する点を 談というようなことをやっても、相当外から批判を受ける」、「この間やりました鈴木・岸会談でも、あのときも外の方 主義というものはなくなって、社会党も違った歩みをしなければならぬということになると、これはいろいろなことを 人もあるのです」と党内の反発に言及しながら「しかし、われわれとすれば、あのときに問題を処理しなければ、 は、やってまとまらないでそこでもって突っぱねたら、案外決裂して議会解散になるかもしれぬということを議論する 自社両党の幹部が協調して国会の運営を行う点に関して、浅沼は警職法改正問題における対応を取り上げ、「党首会

一九五九年三月一二日、浅沼は第二次訪中使節団の団長として北京の政治協商会議講堂にて以下から始まる演説を行

強調するのである。

おたがいは共同の敵とみなしてたたかわなければならないと思います』 中両国民はこの点において、アジアにおける核非武装をかちとり外国の軍事基地の撤廃をたたかいとるという共通 リカの軍事基地があります。しかも、これがしだいに大小の核兵器でかためられようとしているのであります。日 かわらずそれぞれの本土から分離されているのはアメリカ帝国主義のためであります。アメリカ帝国主義について の重大な課題をもっているわけであります。台湾は中国の一部であり、沖縄は日本の一部であります。それにもか ったように、中国の一部である台湾にはアメリカの軍事基地があり、そしてわが日本の本土と沖縄においてもアメ がしかし極東においてもまだ油断できない国際緊張の要因もあります。それは金門、馬祖島の問題であきらかにな 国主義の高揚は決定的な力となった大勢を示しています。もはや帝国主義国家の植民地体制は崩さりつつあります。 「いま世界では、平和と民主主義をもとめる勢力の増大、なかんずくアジア、アフリカにおける反植民地、反帝

そのおよぼす影響を十分に考慮し、特に慎重を期せられるよう要望する」と抗議電報を打ち事態を重大視する。 きわめて遺憾とせざるをえない…(中略)…その経過につき明快な説明を求めるとともに、国際問題についての言動は、 を警戒していた自民党としては、第五回参議院選挙が間近に迫っていたこともあって、発言を大きく取り上げることで 八年五月の長崎国旗事件以来、日中貿易自体が全面的に中断していたことを受けて、社会党が中国に接近していくこと 置かれている国際的立場を根本的に否定するものと言わざるをえず、貴下の地位からみて内外に与える影響も大きく、 度目を指す。この発言に対して自民党は、幹事長福田赳夫が「友邦たる米国を正面から敵視するものであり、 いわゆる「米帝国主義は日中両人民の敵」浅沼発言である。発言自体は二度行われ、通常「浅沼発言」という場合二 わが国の 一九五五

だが、この発言は社会党内にも明らかに波紋をなげかけた。西尾派から同行した曽禰益は発言自体を認めないとの姿

問題が過度に強調された側面も存在していた。

七〇巻三号

七〇巻三号

エチケットを欠いたものであり、われわれを侮辱するものだ」と述べるなど必ずしも浅沼発言を踏襲するものではなか 勢をとっており、書記長代理の成田知巳も「浅沼団長の発言内容や、それがどのような立場でおこなわれたかという真 った。執行部としても、これ以上問題を大きくすることを望まず、自民党に対する反論は行わずに事態を沈静化させる 相を十分に確かめもしないで、自民党が軽率にこれをとりあげ、直接、浅沼団長に電報を打ったことは社会党に対する

内閣の対中政策を自民党全体が了承しているわけではなく、場合によっては分裂の可能性もあるとの認識が示されてい 策の転換を要求するとともに、広範な国民運動を組織することを企図しているのである。社会党内の認識としても、岸 である田崎末松らの訪中報告をうけて、「日中関係打開の基本方針」を発表している。そのなかでは、岸内閣の対中政 一九五七年の第一次訪中以降、浅沼は中国との関係を重視していた。一九五八年九月には、国際局長佐多忠隆や党員

共同声明に対しては、全面的に賛意を示すとともに支援を確約している。また、一〇月二日には石橋の私邸で会談を開 に協力してきた社会党は石橋前首相の訪中に際し、あらゆる支援を惜しまない』と声明を発表する。また、石橋と周の 栄のために、日中両国間の平和共存と友好関係の樹立は緊急な民族的課題である。従来、使節団の派遣など国民が以降 ている。これに対して浅沼は訪中前に「国際情勢は東西の緊張緩和に向かって大きく前進しており、わが国の平和と繁 |浅沼発言」から約半年後の一九五九年九月には、石橋湛山が岸内閣の警戒を無視して訪中し、周恩来総理と会談し 日中問題の打開に向けて超党派で外交を推進することが合意されるのであった。

第三節 参議院選挙の敗北による指導体制の揺らぎと党の分裂

はそれぞれの再建案を検討しながら準備を始める。各派はそれぞれの思惑から再建案を提示する。(『) 員会は定期党大会を九月一二日に行うことを決定する。この間、党内の論争は再建論争へと集約されていく。党内各派(8) った。前年の総選挙での敗北とあわせて、執行部の責任を追求する声が急速に高まっていった。六月九日、中央執行委 一九五九年四月の第四回統一地方選挙および六月二日執行の第五回参議院通常選挙は、いずれも社会党の敗北に終わ

たものである。 (§5) ていたことや、旧左社内部での鈴木派との主導権争いもあり、現状の鈴木派―河上派執行部の方針からの転換を主張し 労組依存主義を改め社会心理学者、文化人などの協力のもとに「科学的な選挙」を推進すること、第三には党の性格は で以下のような主張を明らかにした。第一には統一綱領を再検討する委員会を設置すべきであるということ、第二には 階級政党」であること、第四には共産党は本質的に対決すべき政党であると位置づけること、である。統一に反対し まず、六月二七日には和田派が「党再建方針要綱」を決定し発表する。参議院選挙を「完全な敗北」と位置づけた上

第三には政権獲得後も反対党に対して言論・集会・結社の自由を保証すること、第四には総選挙に負ければいつでも反 会を中心として社会主義を実現すること、第二には総選挙による国民多数の支持を得て合法的に政権を獲得すること、 状を「停滯」と位置づけた上で、以下の四点を重視した党の基本性格を明らかにすべきであると主張する。第一には議 としては、現状の路線を維持しつつ議会を通じた社会主義の実現を明確にすることを企図したものといえよう。 対党に政権を渡すこと、である。統一綱領で規定された「階級的大衆政党」の「大衆政党」部分を代表してきた河上派 これに対して同日、河上派も「社会党再建のための基本要綱」を決定し発表する。河上派は同要綱において、 、党の現

一八日には西尾派も再建案を発表する。西尾派の再建案は、第一には共産党と対決すること、第二には国民政党論と

七〇巻三号

現状の鈴木派―河上派執行部の方針からの転換を主張したものだといえよう。 として正しいが、具体的な対策を党の方針として示すべきであることなどがその骨子であった。西尾派も和田派と動揺 議会主義を党是とすること、第三には労働組合に対する党の主体性を確立すること、第四には日米安保条約解消は目標

綱領の方針を踏襲するものであった。 七月二日には、鈴木派が独自の再建案「新しい党建設のために」を発表する。鈴木派に関しても基本的には従来の統

また、八月には党の機構改革に関する報告が、江田三郎組織委員長を中心にしてまとめられる。後のいわゆる「構革

だといえよう。 勢をとる。こうした浅沼の姿勢は、末端の党員の影響力が拡大することによって指導体制が混乱することを嫌ったもの 構の再編などを行うものであった。だが、こうした機構改革案に対して、浅沼は自動代議員権の停止には強く反対の姿 を改めるため、国会議員の自動代議員権を停止することを主張する。江田らの同時に、中央執行委員会の減員や本部機 論争」につながっていくように、江田は若手活動家や書記たちの支持を受けながら、現在の議員中心主義的な党の決定

であり、各派が獲得したと主張する代議員数は、それぞれ鈴木派二二〇名、河上派一六〇名、西尾派一五〇名、 六回党大会での総代議員数は六二五名(国会議員二四九名、県連選出三四三名、支持団体四二名、知事、市長代表一名) 機構改革問題、執行部に対する批判などに終止符を打つためにも、第一六回党大会に望んだのである。なお、この第一 一二〇名、野溝・松本・黒田三派で五〇名であった。 結局一六回大会において、自動代議員権の停止問題は実施を二年間延長することで妥協が成立する。各派は再建論争、 和田派

て善処することで一致する。だが、第一六回党大会は大会初日から「西尾問題」を端緒に混乱を続ける。西尾の言動に 大会前日の九月一一日、浅沼は西尾と事前会談を行い、党大会で西尾に対する批判が表面化しないよう、執行部とし

事態の収拾に乗り出すが、まったく目処が立たない状態となっていた。一三日午後、河上丈太郎自身が統制委員会への 委員会への付託案も提起される。翌一三日、大会運営委員会は、除名決議案は提案せず統制委員会への付託案のみを上 同志会、野溝派を中心とする農民同志会、など六派が一致して強硬に西尾除名決議案を提出するのである。同時に統制 付託案について反対討論を行うものの、統制委員会への付託案は可決され、西尾派は一四日以降大会をボイコットする。 程することを決定する。河上派と西尾派は、鈴木・浅沼両名に収拾を要求し、執行部は緊急中央執行委員会を開くなど ていた社会党を強化する会、社会党青年部や旧左社反主流派の旧労農党系黒田派や旧左社系の松本派を中心とする平和 対して、大会開会前から継続して批判を続けていた総評を中心とした労働者同志会、向坂逸郎らを中心に前年結成され 一五日には浅沼が辞意を表明するなど、党大会は混乱のうちに休会となるのであった。

大な結果になったことに対してはその責任を感ずる」と支持者や党員に対して謝罪を表明する。 民大衆におわびしなければならない」、「西尾君の発言や行動が、われわれ執行部のいたらざる努力のために、かくも重 者注)がその内部矛盾をさらけ出したということは、党執行部をあずかるわれわれの力がたりなかった点として広く国 権を樹立、社会主義政策を実行し、国民の期待に答えんものといき込んでいる矢先、西尾問題という形で社(ママ―筆 いかんなことであった」とした上で、「三分の一の勢力を確保、これをさらに二分の一以上の勢力に拡大し、社会党政 休会に際して浅沼は、「党大会が西尾問題で混乱し、再建大会の実を国民の前に示すことが出来なかったことは誠に

という重大な任務がある。目前に敵をむかえて、その勢力を二分し、自らの勢力を弱めて行くということがあってはな ず、「今われわれには憲法改悪を阻止する三分の一の勢力維持と、保守政府の行わんとしている日米安保条約改定阻止 ようやくその主体性を確立しつつある日本社会党をここで再び分裂させるようなことだけは絶対にさけなければなら」 それと同時に、大局に立って党の統一と団結を守るべきであると、党員へ協力を呼びかける。すなわち、「統

七〇巻三号

である」と呼びかけるのであった。 らない」、「社会党政権確保の道は断じて党を割ることによって開けない。統一社会党を守りそだててこそ達成される道

送りこまず、執行部に対して責任を負わないことであった。河上派としては、従来の鈴木派―河上派による執行部を維 持したいのが本音であったものの、派内に西尾派と同調する動きもあり、迂闊に身動きがとれない状態ともなっていた。 いる。西尾派の要求は、河上派が西尾派と同じく完全野党宣言をすること、すなわち執行部に自派閥から一切の議員を 曽禰益と伊藤卯四郎と三度会談を開き慰留に努める。この間、河上派から河野密が中心となり、西尾派と交渉を続けて だが、休会中に西尾が新党構想をもらすと事態は更に紛糾する。休会中に鈴木と浅沼は西尾派の中央執行委員である(※) 浅沼は、統制委員会の決議を最も軽い「けん責処分」とすることで事態の打開を図ろうと試みる。協議に応じていた

伊藤卯四郎や曽禰益は、処分がその線で済むのであればこれを理由に分裂することは筋が通らないといった姿勢であっ 導体制を維持しようと意図したものであったが、この後河上派からの突き上げを受ける原因ともなっていくのである。 執行部入りすることを決断する。一旦表明した辞意を翻してまで執行部内に留まるというこの浅沼の決断は、自らの指 西尾問題が解決すれば河上派から執行部に参加する姿勢を見せたことから、浅沼は、休会前の辞意を撤回して、単独で たものの、肝心の西尾の姿勢は極めて強硬であった。その中、河上派の代表として西尾派と協議を続けていた河野密が、 浅沼の単独での執行部入りを受け、伊藤卯四郎は河野密に対し、「河上派も合意したはずの完全野党の約束と異なる.

は破綻。第一六回継開大会は西尾派の離党による分裂と、鈴木派偏重の暫定執行部が成立して幕を閉じるのであった。 のの、河上派としては見殺しにはできないと述べ、事実上浅沼の行動を追認する。結局これが引き金となり、慰留工作 と激しく反発する。これに対して河野は、浅沼の行動は、河上派の意志ではなく浅沼個人の行動でやったことであるも

小坛

本章では、党勢の不振を受けた浅沼がいかなる政治指導を展開していったのかを明らかにしてきた。

廃案に追い込む過程で展開された政治指導は、院外の大衆運動と連携しながら、自民党内の主導権争いに介入すること 社会党単独での短期的な政権獲得の展望を失った浅沼は、新たな党に対する指導路線を模索し始める。警職法改正を

で、与党に揺さぶりをかける手法であった。その後も浅沼は、そうした手法に活路を見出していく。ただし、それは党

内の特に西尾派の反発を受け、党の分裂にもつながるものであった。

党内力学の変化や論争にも注目しながら明らかにした。 また、党勢の不振状態に陥った時期において、浅沼がいかに自らの指導体制を維持していったかの過程についても、

とが相互に作用した結果である点も指摘した。 さらに「浅沼発言」の要因も、浅沼自身の「左傾化」ではなく、むしろ浅沼の持つナショナリズムと与党の分断路線

第三章 浅沼稲次郎委員長の政治指導

第一節 委員長への就任と指導体制の回復

比べて、盤石な指導体制とは言いがたいものであった。また、第一六回党大会で問題となっていた社会党の再建論争も である浅沼と野溝派からの一名以外は全て鈴木派で固められた執行部は、これまでの鈴木派 べく一歩を踏み出した。西尾末広および再建同志会の離脱や和田派、松本派、黒田派らの党内野党宣言により、 ―河上派の連合指導体制と

前章第三節で明らかにしたように、第一六回党大会において浅沼は、「河上派の浅沼」から自らの意志を優先させる

七〇巻三号

全く解決していない状態であった。

を引き受けると言明、大会の決定に従い現在に及んでおるのであります」と弁明する。 わゆる旧右派日労系にあるのでありますが、党の直面する危機を見て感ずるところあり、党大会が押すならば、書記長 右社の同志を結集し、将来は右派新党を構想しておるように見受けられる」とした上で、浅沼自身も「その戸籍は、 の方々が離党し新党を結成せん」としており、「私どもに近い同志の方々(河上派―筆者注)はオール右派の名で、 単独で執行部入りした浅沼は、党の分裂を最小限に食い止めるべく、党内への引き締めを図る。まず、「西尾君一派

を表明するのであった。 と自己や派閥の利益を優先させる姿勢を強く非難する。同時に、「社会党の統一を保持することこそ、その大目的に沿 るものは、まず党のため、勤労階級のため、日本の完全独立と平和のために闘うことを、第一義としなければならない」 党のため、日本のため、ということは後回しにするというような傾向がはなはだ強いことで」あるとし、「社会党員た することが必須の要件」であり、「統一後の社会党を守ってきた書記長として、今後も党を守って参りたい」との意志 うものと信じ、自己の一切を党のために投げうった」、「基本点を堅く守って強力に行動するためには、党の統一を保持 そして、「現在、社会党で最も戒めるべきことは、一部の党員に、まず自己の利益を考え、次に派閥の利益を考え、

中、突如として全日本学生自治会総連合(全学連)を中心としたデモ隊約二〇〇〇〇名が国会へと乱入し、数時間に渡 って議事堂玄関前広場に座り込み、これを占拠するというデモ隊乱入事件が発生するのである。 一九五九年一一月二七日、安保改定阻止国民会議による第八次統一行動の下で、国会周辺でデモが行われていた。その そもそも全学連は、請願デモの形式をとっていた従来の国会周辺のデモに対して、その非暴力性を「お焼香デモ」と このように、党内の引き締めを図るも離党者が続出していく状況に苦慮する浅沼を襲ったのが、懲罰問題であった。

びせられるのみであった。結局この日議員団は引き上げ、デモ隊は同日夜に自然退去していったのである。 返し呼びかけるもデモ隊はこれを拒否する。一七時四〇分頃には、議員団が国会正面玄関へ並び、再度退去を呼びかけ た。社会党から浅沼らが、総評からは岩井らが、共産党からは野坂らが、それぞれデモ隊へ向けて「流れ解散」を繰り 請願団代表として国会へと入構しようとしていたその時、ほぼ同時に雪崩を打ってデモ隊が突入していったのであっ 揶揄し、直接行動を志向していた。一一月二七日も、浅沼を含めた社会党、共産党の議員団が請願を受け付けており、 る。浅沼は「安保反対バンザイ」の掛け声を挙げ退去を要請するものの、デモ隊からは唱和は起こらず、ただ罵声が浴

と述べるなど、極めて厳しい姿勢であった。 ともにデモ規制法制定の方針を決定している。また、柏村警察庁長官も「当局は当時の状況から不法デモの総指揮者に 日に、自民党は七役会議を開き、加藤鐐五郎衆議院議長へ乱入事件に関係する議員の懲罰委員会への付託を要請すると 会の権威を汚す有史以来の暴挙である」との声明を発表する。同声明において自民党は、デモ隊を批難し、同時にそれ(ឱ) なるものとみて捜査している」、「本人の出頭を求めて取り調べることも考えられるし、逮捕する場合もあり得るだろう」 を助長したとして社会党、共産党の両党の責任にも言及した。新聞各紙も国会への乱入を一斉に批難していく。翌二八 国会正面玄関に赤旗が翻るという前代未聞の事件を重く見た政府は、二七日夜に緊急閣議を開く。また、自民党も「国

他三名の社会党議員への懲罰委員会への懲罰動議付託が議長によって宣告されるに至るのであった。安保条約改定の審 請し、同時に鈴木委員長が記者会見を行い安保改定阻止国民会議からの共産党排除にも言及するものの、デモ規制法案 議を目前に控えた自民党としても、浅沼に対する懲罰を通して、社会党を強く牽制する狙いがあったといえよう。この の立法化には反対の立場をとった。こうした社会党の対応はあったものの、一二月一七日には、本会議において浅沼ら 政府や自民党、世論からの厳しい責任追及の声を受けた社会党は、安保改定阻止国民会議に対して全学連の離脱を要

ような自民党の姿勢には、 分裂したばかりの民社クラブからも、浅沼に対する同情論がでるほどであった。 同志社法学 七〇巻三号

るかは懲罰委の決定、同僚との関係をみてきめる」と述べるに留めていた。 は真実をのべ、国会構内では国会の権威を守るために陳情団が退去するよう努力したことを明らかにする。 この間、浅沼は弁明を避け続けている。懲罰委員会への付託が宣告された後には「今後かりに私が懲罰委に出た場合

べた。その後も警備責任者らを招喚し審査するものの、結局懲罰委員会では結論が出ぬまま第三三回国会は、自民党の は同対策委員会を開催している。浅沼は、二三日に開かれた懲罰委員会において、「明白な理由なしに書記長である自 分を懲罰にかけることは、社会党に対する挑戦である』と主張するとともに、自らの乱入の指導性を否定する弁明を述 だが、懲罰委員会への付託を受け、社会党は、一八日に中央執行委員会で懲罰対策特別委員会を設置し、 翌一九日に

単独審議によるデモ規制法の衆議院可決を経て一二月二七日に閉会する。

い状況でもあった。 によって民主社会党の結党が目前に迫り、これを受けて河上派所属議員や党本部書記らの離党に歯止めがかかっていな を棚上げにしたとはいえ、指導体制が動揺を続ける状況に変わりはなかった。二五日の社会クラブ・民社クラブの合同 社会党および浅沼が一ヶ月近くに亘って対策を迫られた乱入事件および懲罰案件であったものの、一時的に党内対立

河上派の要求を無視しえない状況にもなっていたのである。第二には、オール右派運動として旧右社級の右派新党立ち 木派に反発した和田派と河上派が思惑の一致から距離を縮めており、従来通りの指導体制を維持したい鈴木派としては 変則執行部をどのような形で解消し、いわゆる挙党体制を確立するかである。従来の鈴木―河上派による連合指導体 この時期の社会党の内部力学を考える上で重要な問題は、二つある。第一に、第一六回党大会から続く鈴木派偏重の 河上派の党内野党宣言および河上派からの離党者の出現により回復は容易には望めない状態であった。また、鈴

や党内での影響力維持のために、是が非でも執行部を一新し、かつ領袖である河上丈太郎の委員長就任を実現させたい 結成を模索する勢力が存在するなど、その動きは分裂していた。河上派にとっては、これ以上離党者を増やさないこと 会党内で影響力を行使するのではなく、民社グループへの合流を模索する勢力や、西尾新党に対抗する形で河上新党の 上げを企図し、河上派に対して引き抜き工作を強めていた西尾民社グループに対する対策である。河上派内部にも、社

というのが本音であった。

ことが決定される。党大会の開催は、鈴木派偏重の執行部人事を解決するだけでなく、党の再建論争に区切りをつける 要請されている。さらに、翌二八日に開かれた中央執行委員会において、翌年三月中旬を目処に臨時党大会を開催する 意味でも重要であった。来る一九六〇年の初頭は、特に執行部人事をめぐって党内情勢が更に不安定化していくことが これらの流れを受けて、一二月二七日に開催された社会党顧問会議では、西尾新党に対する対策と挙党体制の確立が

予想される状態となっていった。

すでに総評及び和田派の支持を取り付けたとして河上委員長の実現を目指すことと、鈴木・浅沼の同時退陣を要請する には乗らずに外遊でもしたほうがよい。」と述べ、河上委員長実現への地ならしをしている。河上派としては、この時点 長を引っ込めることに大勢の意見が固まってきているが、後任の委員長には君が担がれることになっているから、それ で既に浅沼と河上が委員長の座を争う可能性を懸念していたのである。一一日午後に行われた河上派の議員総会では、 年が明けた一九六〇年一月三日、浅沼は河上丈太郎、河野密、三宅正一らと会談する。会談中、三宅から「鈴木委員

に、早稲田大学在学時から浅沼と親しい仲である代議士の中村高一からは、河上委員長の実現性に対して疑問が呈され 河上派は河上の委員長就任へ向けて体制を整えているものの、内部に異論が無いわけではなかった。特 ことが派内で確認される。

同志社法学 七〇巻三号

書記長から退任した場合の浅沼の処遇を如何にするかが問題となるであろうとの問題意識も共有されていたのであった。 木委員長の進退は自分たちのほうで引き受けるが、浅沼君を河上派が引き受けられるか。が問題となっていると述べ、 ている点は注目すべき点であろう。これに対しては、河野密が「最近の折衝では、主流派(鈴木派――筆者注)は、鈴 らない』と述べ、書記長としての浅沼の重要性と河上委員長の実現の際の後任書記長をどうするかという指摘がなされ する状況になっても、浅沼君の処遇がきまらなければ、委員長と書記長をこちらで取ることは不可能だから、問題にな 中村は「キャップをかえることはよいが、浅沼君をかえることはできないという現実がある」、「河上委員長が実現

が決定される。「安保国会」と位置づける第三四通常国会に向けて、民社党グループとの協力を模索していたといえる。 会党の出現によって従来の審議拒否のような戦術は再検討し、粘り強く共闘関係に持ち込まなければならないとの方針 三三臨時国会に対する反省が示されており、議会政治擁護の姿勢を明確にしなければならないとの危機意識や、民主社 他方で、執行部においては同一一日の中央執行委員会で、第三四通常国会への方針が決定される。そこでは、昨年の

一六日に行われた河上派の議員総会は、浅沼出席のもとで行われた。一一日の議員総会でも話し合われていたように、

場となった。この中で、河上派所属議員から、「われわれは三月大会には『河上委員長』で中央突破したいが、書記長 には、書記長の協力なしには推進できない」と述べるなど、浅沼へ暗に退陣要求を行っている。 との要求があがる。また河野も「党を代表する立場にある書記長には言いにくいことだけど、河上派の考えを実現する もそれを確認してほしい」、「書記長は立場上、明白な言辞を吐くことはできないだろうが、ハラを決めてもらいたい」 河上委員長実現の場合、浅沼は書記長を退任することとなる。一六日の議員総会はこれに対する浅沼との意見調整との

ろんな方針は外に出さないほうがよい」、「現在党執行部には私一人しか入っていないが、(…中略…)河上派の要求は こうした河上派内部からの声に対して、浅沼は「党内派閥の動きが批判されると思う。(…中略…)派閥としてのい

なっていたといえよう。そのため、あくまで役員人事に関しては党大会および党機関が決定すべき事項であるという、 ず、かといって河上派の要求を完全に無視するわけにはいかないという難しい立場に置かれていた。自身の属する河上 けだ」と延べるに留まっていた。この時点で、浅沼は、党内情勢の変化に対応するためにも、河上派に明確に肩入れせ 派からの要求や戦前から続く河上丈太郎への恩義と、執行部書記長としての地位や自らの政治的将来との間に板挟みに できるだけ容れるように努力している」、「ただ私が心配しているのは、河上さんに迷惑がかからないようにすることだ

いわば正論と建前を繰り返す慎重な姿勢をとり続けていたのである。

だが、一八日に遊説先の大阪で行われた記者会見での鈴木委員長と浅沼の発言が、党内に更なる混乱を引き起こす。

で地位についているのではない」、「いま『誰を辞めさせろ』などというのは、党に何の利益になるか」と述べ、明確に 鈴木は、自身と浅沼を含めた執行部への退陣要求に対し、「社会主義者は役員問題にこだわることはない。個人的欲望

不満を表明した。同時に、党内危機の打開や安保闘争に関しては、「私と浅沼書記長が執行部とともにやり遂げる」と

述べ、自らの委員長続投の意志までを表明したのである。会見に同席した浅沼も「私の進退は大会で書記長に決まった

月大会に立候補するかどうか改選の形も分からんからいえない」と述べ、含みを持たせるのであった。 のだから大会で決めてもらう。地位にこだわるものでないが、河上派の要求は一派閥の要求だから問題にならない。三

にもかかわらず、 ができたとき、われわれはわれわれの考えを代表してくれる人として、浅沼さんを書記長に送ったのだと思っている。 に対する不満が爆発し、執行部代表として浅沼は猛烈な突き上げにあう。河上派の書記局員や議員から、「統一社会党 遊説から帰京した浅沼出席のもとで行われた二五日の河上派総会は、前述の鈴木・浅沼の発言を中心として、 われわれの考えが一派の考えとして退けられるようなことでもあれば、ミイラ取りがミイラになって

七〇巻三号

しまう」、「そのこと(前年の浅沼単独での執行部入り――筆者注)が西尾派を刺激して、党が分裂した」、「書記長は統

厳しい責任追及の声が上がる。 が大切だと言うが、足もとの河上派から歯がこぼれるように同士が抜けてゆくのは、一体どうしたことだ』といった

また、浅沼が河上派を代表していないとの声に対しては、「このグループの意見を尊重はするが、他のグループの人達 いては反省しているし、そのときの私の行為と諸君の考えとの間の隔たりについて、思いを巡らしている」と述べる。 こうした突き上げに対し、浅沼は、まず前年の単独執行部入りに関して「諸君に相談せずに書記長になったことにつ

完全野党の立場をとっているので、仕方のないことかもしれないが、このグループから執行部にもっと入っていれば、 を納得させねばならず、そのために苦労している。しかし、私一人だけではどうにもならない」、「(河上派が――筆者注

円満にやるには、他派との話合いをスムーズにやらねば』、「私もできるだけのことをやってみるが、私が党をまとめる 長職を退任すべきだとの意見に対しても、「人事の問題は一つのグループだけでやっていても仕方がない。人事問題を ことはない。私に野心は全然ない」と述べ、批判の打ち消しに走る。さらに、河上委員長実現のために浅沼自らが書記 立場にあることだけは了解しておいてほしい』とも述べ、執行部に身を置く自身の立場を全面に出すことで、責任の回 体質改善もできたと思う」、「私が書記長になっているのは、何かになりたいためではないかと言う人がいるが、そんな

が、これ以上脱党者を出さないようにするためには、河上派の言うように準備委員会をつくって大会を開くのがよい。 した形で人事をまとめることを強く主張する。浅沼は「私は党の統一を守るために、これまで派閥を超えてやってきた また、裏で人事の取引きをするより、正規の機関をつくって、堂々と論議したほうがよいと思う」と述べ、執行部とし このような河上派内部の強硬な姿勢を受けた浅沼は、臨時党大会に向けて準備委員会を設け、党大会の影響力を排除

避に躍起となるのである

て大会準備委員会を置くことが決定されるのである。こうした点を二六日の深夜、浅沼に近い河上派代議士である松井

政吉に電話で伝えることで、派内の浅沼に対する不満を抑えようと試みるのである。

た。また、和田派としては、これまで旧左社系のなかで傍流に置かれてきたこともあり、鈴木派への対抗意識や、 らのこれ以上の離党者を出さないためにも河上委員長の実現を是が非でも実現させたい状況であり引けない事情があっ 様々な案が出るものの、委員長・書記長人事を中心に調整は難航する。前述のとおり、河上派としては、自身の派閥か 会での公選にもつれ込むこととなる。 で提示され、ギリギリまで調整が続けられるものの、鈴木派・河上派の両者ともに妥協できない事情があり、結局党大 派に対抗し鈴木派と連携する形で浅沼委員長支持を打ち出すこととなる。副委員長を新設する案など妥協案が様々な形 博雄と河上丈太郎の個人的な信頼関係からも河上委員長の実現に手を貸すのである。他方で松本、黒田の両派は、 大会準備委員会の設置を受けて二月の段階では、三月の臨時党大会に向けて人事の調整が行われていた。各派閥間で 和田

部入りから継続しているものと見なすことも可能である。 切応じないという浅沼の姿勢から浮かび上がるのは、委員長就任への強い意志であろう。それは、前年の単独での執行 いう発言のみを繰り返す。だが、現実として鈴木派が浅沼を推している状況で、なおかつ河上派からの退陣要求にも一 こうした調整が続けられている間、浅沼は自身の進退に対する一切の発言を控え、「党の機関の正式決定に従う」と

大会準備委員会での調整の妥結、すなわち河上の委員長就任断念に望みを繋いだのであろうと推測される。 なる。そうした対立を望まない感情と委員長就任への意志との間で板挟みになった結果、去就に関しては沈黙を続け、 ただ、仮に浅沼が委員長就任への意志を明言すれば、戦前からの恩師である河上丈太郎と真正面から衝突することに

ともあれ、三月二三日の党大会において委員長選挙が行われ、浅沼は勝利する。浅沼二二八票に対して河上二〇九票

「安保闘争」の政治指導と「護憲・民主・中立」政権構想の提示

の構成に変化を生じさせる方法である。第二には、自民党内の造反者と連携することで多数形成を目指すことである。 不可能である。この状況において社会党が採りうる選択肢は三つである。第一には、条約の批准前解散に持込み、国会 力を相対的に低下させることになるとの判断もあった。浅沼執行部の当面の目標は、国会における安保条約批准阻止で 第三には、審議引き伸ばしの戦術を徹底し、採決自体を行わせない方法である。 ある。だが論理的に考えれば、野党連合を結成してもなお国会における多数を獲得できないのであれば、 の離党も収束する。河上派からの離党者を受け入れてきた民社党としても、これ以上の受け入れは党内での西尾派の勢 浅沼が委員長に就任し、鈴木派偏重の変則執行部が解消され、当面の挙党体制は完成する。これに伴い、河上派から③ 批准の阻止は

野党の粘着性をフルに発揮する方法である。警職法改正が代表的であるように、審議引き伸ばしや審議拒否などによっ 的から、岸の進める安保改定交渉に批判的であった。当時の衆議院の定数は四六七であり、安保条約に反対する社会党、 木武夫・松村謙三派、石橋湛山派(石田系を含む)の三派である。これら三派は、その政治信条や主流派に対抗する目 事実上不可能であった。第二の方法は、自民党内の反主流派の動向が鍵であった。当時の反主流派は、河野一郎派、三 て国会審議が混乱状態にあれば、採決を先延ばしにすることができる。これら全てにとって重要なのは世論の動きであ 会議での議決を欠席する程度が通常であり、やはりこれも現実的には非常な困難を伴うものであった。第三の方法は、 らが一致して青票を投じれば否決自体は不可能ではなかった。ただし、日ソ共同宣言時の吉田派に見られるように、本 民社党、共産党の議席数がそれぞれ、一二四、四一、一である。自民党内の反主流派は全体で約八〇名だったのでこれ にとってメリットの無い衆議院解散は通常行われないし、内閣不信任案可決の公算が立たないため解散に持ち込むのは 第一の方法は、河野一郎らが批准前解散を主張していたものの、そもそも岸に批准前の解散の意志はなく、また政権

術を許容しなければ、採決を先延ばしにするのは著しく困難なものとなるだろう。その意味で院外の大衆運動との連繋 る。世論がこのような野党の国会戦術を容認すれば、それは社会党にとっても追い風になる。逆に世論がこのような戦

が重要度を増すのであった。

進体制をととのえていきたい」とも述べ、委員長としての立場へと感情を切り替えていく。 なったので随分苦痛を感じたのです」、「その間、その苦しみというのは相当なもの」だったと吐露する。同時に、「し 右派社会党のときには、委員長(河上―筆者注)、書記長(浅沼―筆者注)としておったんです。その人と争うことに まず、河上との委員長選挙に関しては、「私と河上さんは、戦前、労働農民党ができた時から一緒にやって来た。しかも、 かしこれも、党のためにやむを得ざることであって、この方々とよく話し合い、党の統一と団結を守りながら、一つ躍 委員長に就任した直後の三月二五日、『日本社会新聞』の紙上座談会で、浅沼は委員長としての所信を表明していく。

に対する遵守を訴えるのであった。 そのかわり党議を決定するまではうんと議論をして、一たんきまればそれに従う」と述べ、派閥対立の解消と党の決定 ころに持っていこう」と述べる。また、懸案の党内改革に関しては、「派閥を解消しなければならぬ」、「私も戸籍は河 う。これに呼応する院外運動も集中して、院内外の情勢を盛り上げて、議会解散、岸内閣打倒、安保阻止、こういうと 上グループにあるが(…中略…)党一本という体制を立てていかなければ」、「これには、党員全体が党議決定に従う。 委員長としての第一の目標としては安保改定阻止を挙げ、「これは議会においてこの阻止のためにあらゆる努力を払

約の修正権」や 委員長就任から浅沼は、安保改定に対する追及を国会審議において行っていく。こうした論争を通じて、「国会の条 「極東の範囲」などをめぐって政府答弁が二転三転し、国民の間で安保改定に対する疑念を増大させて

七〇巻三号

ているのみである。 に、社会党単独での「単独での三分の一以上の議席確保」が、第二に「安保改定阻止、岸内閣打倒の実現」が挙げられ 五月一二日、社会党選挙対策委員会は予想される次期総選挙における基本目標を設定している。この段階では、

議員団や秘書団は本会議場入口を占拠するという手段に訴えるのであった。 いては小沢佐重喜委員長が審議打ち切りの決定と委員会採決を行う。予想される本会議での採決を阻止すべく、社会党 そうした中、五月一九日の午後、衆議院議院運営委員会に五〇日間の会期延長が付議され、また安保特別委員会にお

の清瀬一郎は警官隊の導入を要請するのであった。同日深夜から二〇日にかけての会期五〇日間延長の決定とあわせて、 の労働組合員を導入」することを匂わせ、警察官導入へと誘導する。はたして、社会党議員団排除のため、衆議院議長 を要請するかもしれない」と伝達する。山本は、こうした中村副議長の言葉を受け止め、清瀬一郎議長に対し「数千名 なくおどおどして、落着きがない」、「君らが実力阻止の強硬論をぶてば、議長は胆を冷して、場合によると警察官導入 衆議院副議長の中村高一は、社会党国対委員長の山本幸一に対し、「(清瀬一郎衆院)議長は興奮状態であり、

事前通告無しの抜き打ち採決が警察隊導入のもとに行われたことは、その後の世論を著しく硬化させたといえる。これ に反発した自民党反主流派三派からは、石橋、三木、松村、河野らが本会議採決を欠席するのであった。

ぐって動きが活発化していくのである。 佐藤派、池田派)、中間派(石井派、大野派)、反主流派(河野派、三木・松村派、石橋派)の間で、次期総裁の座をめ 周知の通り、この強行採決を転機として政局は極度の混乱状態に陥っていく。この後、自民党内では主流派

述の警官隊導入に関する報告を受けた浅沼は「よくやった。君の努力で政局は有利に展開している」と述べ、政局の混 この後浅沼は、一切の国会審議を拒否し、院外大衆運動と連携する倒閣へと目標を絞り始める。このころ山本から前

乱を好機とみている。

し、自然承認までの岸退陣・国会解散を目標として大衆運動をさらに強化することを明確化する。 (※) 五月一九日の自民党による単独採決から二日後の二一日、浅沼執行部は「当面緊急事態に対する党の方針」を打ち出

さらに、六日後の二五日、浅沼は自民党反主流派の動向について検討を行う。まず河野派に対しては「大野 (伴睦-

示し、三木派に関しても「(動揺はあるものの) 岸に非協力」であるとし、石橋・松村派に関しては「安保はやりなお. 筆者注)暫定内閣」を打ち出しており、安保条約に関しても「絶対成立させねばならぬとは思っていない」との認識を し、日中打開の政策転換」を打ち出している唯一の派であると自民党内の反主流派の動向を分析しているのである。

せる形をとることで、事実上辞表を握りつぶしている。あくまで政権獲得を目指す浅沼にとって、議会内での足場を失いる。 っていく。臨時党大会では、議員総辞職が決定されるものの、同時に辞表の処理に関しては委員長である浅沼に一任さ この後、六月六日に行われる予定の臨時党大会にむけて、社会党全議員が議員辞職する総辞職戦術の声が党内で高ま

うことは、そもそも考慮の外だったといえよう。

浅沼は、六月一○日の中央執行委員会上、さらに自民党反主流派の動向を検討する。その中では、勝間田清一や山本(※)

幸一らが河野、三木、石橋、松村派らと接触したことが報告される。

岸らと断続的に党首会談を行うものの、一切の交渉を拒否して、岸の退陣の一点に要求を集中し続ける。 自然承認直前の一七日午後には、河上丈太郎が暴漢に刺され負傷する事件も発生し、これを契機として浅沼は西尾や

みを持たせた柔軟な姿勢を打ち出していく。 とで、直ちに選挙管理内閣の組閣を要請するとともに、政権のタライ回しを阻止するとの趣旨で、他党との協力にも含 自然承認後の六月二三日、岸は退陣を表明する。退陣表明後、浅沼・執行部は、「憲政の常道」の論理を持ち出すこ

七〇巻三号

ただ、この時点では、具体的な連立政権構想にまでは踏み込んでおらず、党内外に対する意図の明確化の必要に迫られ 約の締結とすべての国との平和友好関係の確立という四原則の目標として、これらに賛同する勢力の結集を呼びかける。 第二に民主主義の擁護と議会政治の再建、第三に経済民主化と社会保障の完全実施、第四に日中国交回復・日ソ平和条 委員会で「当面の政治方針」を採択する。同政治方針を通して浅沼は、第一に安保の不承認と日米軍事同盟体制の打破 後継総裁をめぐって自民党が内部抗争に突入する中、浅沼は政治勢力の結集軸を打ち出し始める。七月五日には中央

会名で「政治方針の解説」を打ち出す。この「解説」はより具体的に連立構想を示したものであり、浅沼の「安保闘争」 をテコにした政権獲得構想を考える上で最も重要なものであるため、逐次検討していきたい。 裁選が行われ、池田勇人が新総裁に指名される。こうした情勢の変化を受けて、浅沼はさらに、一五日に中央執行委員 直後の七月一二日の中央執行委員会では、河野一郎が新党樹立を検討している旨が議論される。一四日には自民党総

まず、共産党に対する扱いである。浅沼は、同解説の中で、「同党はその綱領において重要な点でわれわれと相違し、

また同党が現在のような政治指導を行なっている限り、広範な大衆の信頼と支持を得ることはむずかしく、従ってさし る明確な線引が、ここに存在するといえよう。 あたり見通される次の総選挙後の連立政権の対象とはなり得ない」と連立からの排除を明文化している。共産党に対す

げる四つの目標を支持し、これを忠実に実施するという条件があれば(これは一般民主主義的要求であるから、 可能性を想定している。最も注目すべきは、「もし総選挙後、保守党の一部が分裂して、その勢力が、われわれ 次に、予想される連立内閣に関して具体的に、「政府の構成は、①比較多数の社会党に他の会派の側外協力による単 ②社会党と保守を除く他の会派との連立政権、③社会党と保守の一部まで含めた連立政権等の形」と、三種の

といえども支持できないことはない)、これとの連立を原則として何ら拒否すべきではない」としている点であろう。

自民党から離党した勢力との連携も視野に入れている点は重要である。

はそこまでいけない場合に、一方で主として保守の政治動向によって極めて錯雑した政治情勢が生まれ、そういう情勢 の中では一定の条件の下にいわゆる「よりましな政府」の問題が提起される場合があり得る」とし、次善策としての保 さらに同解説では「つぎの総選挙において社会党中心の民主主義政権獲得のために最大限の努力をはらうが、

でも進め、客観的には保守を全体として弱め、主体的には民主主義勢力の結集を進め、主体的条件をつよめることを目 「よりましな政府」の論理に関しては、「保守の極反動を孤立せしめ、保守のワク内で、民主主義的な政策転換を一歩

守政党との連立抗争を正当化していくのである。

づける 的とする政府である」とし、「具体的には、党のかかげる四つの目標を原則的に支持し、指向する政府である」と位置

きた保守政党との連立に言及する点や同年一月に離脱した民社党との連立も辞さない点など、極めて大きな方針転換が らず、はっきりした原則を確立しておく必要がある」というものであったが、片山内閣時から長く社会党が引きずって くる場合もあり得る。しかし、この場合は、再び片山内閣の危険を犯さないため、最も慎重な態度で対処しなければは

外協力する場合や、またわれわれが必ずしもヘゲモニーを握っていなくても、一定の目的を達するために連立政権をつ

政府の攻勢に関しては、「鳩山首班の例のように、首班指名に協力するだけにとどまる場合や、一定の条件の下に閣

みられるものであった。

同志社法学

七〇巻三号

第三節 政権構想の挫折と暗殺

した「護憲・民主・中立」政権構想を次期総選挙における結集軸として主張し続けていく。 池田勇人が自民党総裁選に勝利し、七月一九日には第一次池田内閣が成立する。浅沼は、「安保闘争」の中で打ち出

判断を下す。河野は、一時は単独での新党樹立も目指すものの、最終的には新党樹立を断念するのであった。 内閣の先行き次第によっては党内情勢が更に変化する可能性もあったため、大野・石橋・松村らは時期尚早であるとの 石橋・松村派らも含めた広範な保守新党の結成を目指していた。だが、近く予想される総選挙の前でもあり、 そのような中、八月一一日には自民党反主流派の中から、河野一郎の新党樹立構想が表面化する。河野は、大野派

発化させ、それと連携する形で岸内閣を総辞職に追い込んだ浅沼であったものの、自民党の分断にまでは至らず、野党 連合を組む形での政権獲得は一旦挫折を迎えるといえるだろう。 「安保闘争」という広範な院外大衆運動を背景にしながら、内閣の基盤を揺さぶり、自民党内の反主流派の活動を活

た。最終的には「牛乳三合論」なる経済政策を打ち出すものの、経済政策に関する論争は、あくまで場当たり的な対応 に過ぎず、主たる論点を安保条約と政府の外交政策の是非に絞ろうとしていたのである。 からも経済政策を打ち出すべきだとの声が上がる。だが、浅沼は、あくまで「護憲・民主・中立」政権構想にこだわっ 池田内閣が改憲を否定するとともに、「国民所得倍増計画」に代表される経済政策を打ち出したことで、社会党内部

名前を出しつつ問題点を指摘する、 差を取り上げつつ「河野一郎君も、表面の繁栄のかげに深刻になった社会不安があると申しております」と河野一郎の それは、浅沼が刺殺される立会演説会においても同様であった。池田内閣の経済政策に関して、物価上昇と貧富の格

日中国交回復の重要性を強調し「自民党のなかにも、石橋湛山氏、松村謙三氏のように常識をもち、 よい見通

に対する取り組みを呼びかけるのであった。 における浅沼の協力を引き合いに出しながら「われわれは保守陣営のなかでも、中国との関係を正常化することを希望 正常化するについて、保守陣営には多くの反対がありました。社会党は積極的に支持した」と、鳩山内閣時の日ソ交渉 して行動する人がありますならば、党派をこえて、その人を応援するにやぶさかでない」と、超党派での日中国交回復 しをもった方々がおるのであります」と石橋・松村に言及するとともに、「かつて鳩山内閣のもとにおいて日ソ国交が

の国交回復の問題であり、第二には憲法を擁護すること」であり、「それは、社会党を中心として良識ある政治家を糾 もりの浅沼だったが、まさにその演説途中に刺殺され、その政治指導は突然の終りを迎えるのであった。 合した、護憲、民主、中立政権にしてはじめて実行しうる」といったものだった。あくまで連立政権構想にこだわるつ 演説自体はなされなかったものの、その締めくくりは「総選挙終了後、日本の当面する最大の問題は、第一は中国と

小坛

本章では、浅沼の委員長就任にいたる過程を明らかにするとともに、「安保闘争」の政治指導をテコにしつつ、政権

獲得構想を打ち出していたことを明らかにした。

をとることで、委員長への就任に成功する 浅沼は、前年来揺らいでいた自らの指導体制を再度確かなものにするべく、自らの去就を党の決定に委ねるという形

民主・中立政権」といった連立政権構想を打ち出すことで、政権獲得を模索していたことを明らかにした。 社会主義イデオロギーの視角の延長上に評価されてきた。それに対し、本論では、浅沼が「憲政の常道」論や、 委員長である浅沼が主導した、「安保闘争」の時期における社会党の役割については、従来かなりの程度大衆運動や

同志社法学 七〇卷三号 一〇一 (一一〇七)

同志社法学 七〇卷三号

るのであった。 うした中で政権獲得を目指すため、既存の野党と与党の一部をも巻き込んだ連立政権構想を浅沼は提示する。 だが、企図した形での自民党の分裂は起こらず、政権獲得は事実上挫折し、総選挙の結果を見る前に浅沼は刺殺され 民社党の成立によって、浅沼が一九五五年の時点で構想していた二大政党制は、事実上実現不可能となっていた。そ

おわりに

次郎の政治指導の展開過程と変化の要因を明らかにしてきた。その際、浅沼が持つ政治理念や人脈はもちろん、 の社会党内部の党内力学などにも注目して分析を進めてきた。本論が明らかにした主な論点は、以下の三点にまとめら 本論では、従来ほとんど明らかにされてこなかった、一九五五年から一九六〇年までの、野党政治家としての浅沼稲

交代可能な二大政党の一翼へと成長させることを目的としたものであった。こうした目的を背景としたとき、浅沼にと の二大政党制を理想としていた。浅沼の政治指導は、社会党を、国会を通じて政策論争を展開する政党へ、そして政権 っての当面の目標は、第一には「党内における地位の確立」と第二は「国民へ政権担当能力を示す」ことだったのであ

第一に、浅沼の政治構想と政治指導の展開である。浅沼は、自らが指導する社会党と保守政党(ここでは自民党)と

妥協的な党内の調停役として振る舞い続けた。しかしながら、そうした調停者としての姿は、あくまで少人数の執行部 第一の目標を達成するため、浅沼は、時に周囲の社会党政治家から「まあまあ居士」と揶揄されるほど、一見すると る

極中立政策」を実現するため、中華人民共和国やアジア・アフリカ諸国に対して、党外交を展開していったのである。 外交の両面で社会党を指導していった。内政においては、政策論争が展開される協調的な国会運営をめざし、岸信介や 浅沼は党内での地位をさらに強固なものにしていったのである。他方で、第二の目標を達成するため、浅沼は、内政と 位を確立していったのである。同時に、書記長という立場をテコにして、誰よりも政党間交渉の最前線に立つことで、 にあったといえよう。このような執行部内の調整を含めた党内の実務処理を一手に担うことで、浅沼は党内における地 封じ、少数の執行部での決定を社会党内に浸透させていくことで、浅沼自身の意志を反映した指導体制を構築すること 内においての姿であり、浅沼の一面に過ぎない。その党運営の実態は、党規約という正統性を背景にして党内の異論を 交においては、浅沼が政治理念の根底に持っていた「日本の完全な独立」を実現するため、そして党が主張していた「積 三木武夫、川島正次郎といったその時々の自民党幹事長と密に交渉を続け、社会党の政策を主張していった。また、外

っぱら浅沼自身の「左傾化」によるものとして理解されてきた。そうした評価に対し、本論では、その要因を状況と人 第二に、浅沼の政治指導の変化の要因を明らかにした。従来、五○年代末期の浅沼の政治指導に見られた変化は、も

格の二種類に分けて分析してきた

るように、その結果は浅沼にとって明らかに不満足なものであった。また、参議院における第一党を目標として掲げた において最大の議席を獲得することとなった一九五八年の総選挙ではあるものの、「伸び悩み」という言葉に集約され 一九五五~五八年までとそれ以後の状況の変化としては、何よりも党勢の不振である。結果的には社会党がその歴史

党勢の不振によって、少なくとも社会党の短期的な政権獲得の展望は急速に閉じていくこととなる。そうした中で、

一九五九年の参議選の結果は、やはり敗北としか評価できないものであった。

浅沼は、指導路線を従来のものから転換する必要に迫られた。従来と同様に政権の獲得を目標とする場合、浅沼には二

七〇巻三号

種類の選択肢が存在していたといえよう。すなわち、一方には、国民に訴える政策を従来以上に自民党や政権に近づけ 争点化することで、政権や党に対する不支持を増加させ、結果的に社会党に対する支持を増加させようとする路線であ ることで、自民党の支持層を取り込むことを企図する路線が存在していた。もう一方は、自民党や政権に対する反対を

った。結果として、浅沼が選んだ路線は後者の路線であった。 双方ともに危険性が存在していたものの、前者の選択肢をとった場合、党内からの反発のみならず、社会党支持層の大 とった場合に予想されるのは、党内旧右社反主流グループ、とりわけ西尾派に代表されるグループからの反発である。 幅な離反を招く恐れもあった。特に、支持層をめぐって共産党と緊張関係にあった以上、その恐れは現実的なものであ 合、党内の旧左社反主流派グループを中心として、執行部に対する反発が激化することが予想された。後者の選択肢を だが、こうした路線の双方ともに、浅沼自身の指導体制を崩しかねない危険が潜んでいた。前者の選択肢を取

抑えきれると想定していたものの、結果的に西尾派は一切の妥協を拒み、離党することとなる。浅沼は、西尾派の離党 と民社党の結成を受けて動揺した指導体制の回復も迫られる状況に陥っていったのである。 浅沼としては、西尾派自身も同意した一九五五年の統一綱領に基づく党の性格の根幹部分さえ維持していけば、反発は 反対の争点化によって予想された西尾派からの反発であったが、その強さは浅沼の予想を大きく超えたものだった。

継続して沖縄や小笠原諸島が米国統治下にあるという現実に対する問題意識が存在していた。また、その中立主義に関 から浅沼が繰り返してきた「日本の完全な独立」という主張の背景には、国内に多く存在していた米軍基地や独立後も 政治指導の変化の要因として指摘できるのは、人格的な側面では、浅沼の持つナショナリズムである。五〇年代前半 国際的な冷戦構造の中で、少なくとも東アジアにおいて日本が果たすべき役割は、冷戦構造の緩和・解消であ

意識に支えられたものであった。 り、西側諸国(とりわけアメリカ)との関係を強化して冷戦構造を固定化させるような外交路線は避けるべきだという

反対姿勢は、従来述べられてきたような「左傾化」によるものではなく、むしろ浅沼が一貫して持っていたナショナリ 一九五九年三月の浅沼発言に象徴される中国への接近路線や、「安保闘争」の過程に見られた日米安保条約に対する

ズムの延長上に位置づけられよう。

人格的な要因が作用した結果、浅沼の政治指導が変化していったのである。 つまり、党勢の不振とそこから生じる指導体制の動揺という状況の変化に対して、浅沼の持つナショナリズムという

会主義イデオロギーの視角の延長上に評価されてきた。それに対し、本論では、浅沼が「憲政の常道」論や、「護憲・ ていたことを明らかにした。従来、「安保闘争」の時期における社会党の役割については、かなりの程度大衆運動や社 第三に、一九六○年に委員長に就任した浅沼が、「安保闘争」の政治指導をテコにしつつ、政権獲得構想を打ち出し

民主・中立政権」といった連立政権構想を打ち出すことで、政権獲得を模索していたことを明らかにした。

民社党の成立によって、浅沼が一九五五年に構想していた二大政党制は、事実上実現不可能となっていた。そうした

中で政権獲得を目指すため、既存の野党と与党の一部をも巻き込んだ連立政権構想を提示するのであった。

最後に、浅沼の行った政治指導の評価と限界について述べる。

ら、政治状況の変化に合わせて社会党の路線を変化させていく柔軟性も内包した、野党政治家の政治指導であったと評 指導体制の下で、社会党内での自らの地位を強固にしていきつつ、与党である自民党の政治家とも信頼関係を築きなが これまで述べてきたように、浅沼の政治指導は、一貫して政権獲得を目的としたものであった。派閥の論理に基づく

浅沼稲次郎の政治指導(二・完)

価できるだろう。

だが、同時にそれは大きな限界と重大な問題を孕んだものでもあった。

民党に対する分断戦略を進めながら連立政権構想を提示した点に関しても、後の社会党の指導者の多くと比較して、特 た意味で一定の成果をあげたとは言えるだろう。そして、提示した争点を社会党内の一致点としながら党をまとめ、自 党に対する不支持を増大させる手法は、自民党内の主導権争いと連動することで、自民党内の分断を促進した。そうし たしかに、国民の間に賛否の拮抗する問題を争点化させ、そうした争点への反対を強く主張することで、政権や自民

異な指導力であった。

張していたように、そうした手法は政党政治の「正道」では決してなかった。 況においてはやむを得ないものであったともいえる。ただ、いわば数合わせの貧弱な政権構想に頼らざるを得ない状況 あるし、そして自らの指導する社会党に単独での政権交代の力が無いと浅沼が判断した以上、他に選択肢が無かった状 に陥ってしまったという、まさにその点に、浅沼の政治指導の限界が存在するのである。いみじくも浅沼自身がそう主 しかしながら、そうした手法は本質的に他力本願である。もちろん、各々の政権は選挙の結果の上に成り立つもので

浅沼の主張する中立路線を現実にとろうとした場合、アメリカを中心とした西側諸国との大幅な関係悪化は避けられな 生み出し、米国との安保体制に対する強力な反対を行うことが、日本のとるべき選択であったかはかなり疑わしいし、 張するように、国際政治の現実として米ソの冷戦構造が揺るがず存在している以上、こうした外交政策での対立構造を 自社両党及び各々の支持層の間の対立を決定的にしてしまった点も見過ごすことはできない。特に、中北氏が正しく主 かったであろう さらに言えば、外交政策を争点化させることを通して与野党間の対立状況を作り出したことが、以後長期に亘って、

こうした政治指導を展開してきた浅沼だが、暗殺という悲劇的な最期を迎えたことは、その後の社会党の路線が変化

することを著しく困難なものにさせた。後に「浅沼精神」という言葉によって神格化されていくことに示されるように、

六○年代の社会党は、浅沼の死により、内政・外交の両面で有形無形に呪縛されていくこととなる。

社会党の政権獲得を最大の目標として自身の生涯を賭してきた浅沼であるが、結果的にせよ、その死が社会党を野党

に固定化させていったという点は、歴史の皮肉である。

だが、岸は独自の予算案編成を重視し、社会党もそれを了承したため、解散が一年延びたという経緯もあった。 石橋内閣の総辞職直後、石橋内閣自体が解散を明言していたこともあり、後継の岸内閣も速やかに解散を行うべきであるという主張は強かった。

「社会党の天下になれば日本経済はどう変るか」(『経済知識』第九六号、一九五七年三月)一四頁。

160

161 例えば、矢部貞治編『曲がり角にきた社会党』(新紀元社、一九五七年)の中で、矢部や関嘉彦らは同様の懸念を示している。

 $\widehat{162}$ 前掲「社会党の天下になれば日本経済はどう変るか」一四~一五頁

163

164 浅沼稲次郎「これでも日本は独立国か」(『経済時代』二二巻四号、一九五七年四月)四八頁。

 $\widehat{165}$

167 「総選挙闘争宣言」(『日本社会新聞』第六八一号、一九五八年五月五日)。

168 浅沼稲次郎「選挙終盤に当って 国民大衆の支援に応えよう」(『社会新聞』第六八四号、一九五八年五月二六日)。

169

170

「浅沼稲次郎関係文書」その一―二四1

『読売新聞』一九五八年六月八日朝刊、九日朝刊夕刊、一一日夕刊。

「警職法改正反対闘争関係メモ」(「浅沼稲次郎関係文書」その一―二四二九)。

浅沼稲次郎の政治指導(二・完)

七〇巻三号 一〇七 (一一一三)

- 「岸内閣打倒闘争宣言」(『資料社会党四十年史』) 三六五頁
- 浅沼稲次郎「岸内閣打倒へ邁進 民主主義の破壊者として許せず」(『社会新聞』第七一〇号、一九五八年一一月二四日)。
- 175 『読売新聞』一九五八年一一月七日朝刊。

『読売新聞』一九五八年一一月一三日朝刊

176

- 177 『読売新聞』一九五八年一一月一四日夕刊、一五日夕刊、一七日夕刊、一九日夕刊。
- 178 『読売新聞』一九五八年一一月二一日夕刊。
- 179 「警職法改正反対闘争関係メモ」(「浅沼稲次郎関係文書」その一―二四二九)。
- 月日 西尾末広、岡崎三郎、藤原弘達、浅沼稲次郎、山崎広「座談会 新年の政局を展望する①」(『日本社会新聞』第七一五・六合併号、一九五九年一

180

- 181 同右。
- 182 二日。 西尾末広、岡崎三郎、藤原弘達、 浅沼稲次郎、 山崎広「座談会 新年の政局を展望する②」(『日本社会新聞』第七一七合併号、一九五九年一月一
- 183 同右。

184

同右。

- 185 「米帝国主義は日中両国人民共同の敵である 政治協商会議行動における演説」(『資料日本社会党四十年史』三九一~三九六頁)。
- 186 『読売新聞』一九五九年三月一四日朝刊。
- 187 『読売新聞』一九五九年三月一四日夕刊。
- 188 「日中関係打開の基本方針」(『資料日本社会党四十年史』三六一~三六二頁)。
- 189 八年一〇月、一〇~二〇頁)。 「(座談会)日中関係をどう打開するか――【資料】佐多報告要旨ほか/佐多忠隆、岡田宗司、中村高一、風見章」(『月刊社会党』一七号、一九五
- 190 『朝日新聞』 一九五九年九月一日朝刊。
- 191 『朝日新聞』一九五九年九月一〇日朝刊。
- 『読売新聞』 一九五九年一○月二日夕刊。

- 194 193 党内各派の再建案に関しては、「社会党各グループの社会党再建案」(「浅沼稲次郎関係文書」その一―一二七二)および『日本社会党史』を参照。 「浅沼稲次郎関係文書」その一─二四四○。
- (195) 同右。
- (196) 同右。

(97)「機構改革に関する報告書」(「鈴木文庫」○二―六―○四―七六)。

(18) 浅沼稲次郎「機構改革に関する私見」(『月刊社会党』第一六号、一九五八年九月)。

この数字を単純に合算すると、総代議員数を超過している。もっとも、各派とも、自派閥が抱き込んだとする代議員数を多めに主張するであろう。

興味深いのは、西尾派が主張する獲得代議員数が、党内での同派の規模と比してかなり大きい点である。一般に、政党の党大会における代議員の獲 また、代議員の側も、いくつかの派閥にまたがって、いわば「二股」をかけることがあり、重複してカウントされている場合も多数あると考えられる。

得工作では、接待攻勢をかけたり、実弾が飛び交うことも珍しくないとされる。単なる議員数以上に西尾派が持つ影響力が示されているといえよう。

(20) 『読売新聞』一九五九年九月一二日朝刊。

(থ)】『読売新聞』一九五九年九月一三日朝刊。(থ1)『読売新聞』一九五九年九月一一日夕刊。

(203) 同右。

204) 同右。

205 『読売新聞』 一九五九年九月一五日夕刊。

206 浅沼稲次郎「党の統一を守ろう 問題の本質を見誤ってはならない」(『日本社会新聞』第七五三号、一九五九年一〇月五日)。

207 同右。

(208)『朝日新聞』一九五九年九月一五日夕刊。

209 「第十六回大会(西尾問題をめぐり)休会中のメモ」(「浅沼稲次郎関係文書」その一―二四四五)。

(210) 同右。

(涩)「高橋勉メモ」(『資料社会党河上派の軌跡』三一書房、一九九六年、二二〇頁)。(겙)『読売新聞』一九五九年一〇月一九日。

浅沼稲次郎の政治指導(二・完)

同志社法学 七〇巻三号 一〇九 (一一一五)

七〇巻三号

- (213) 表一および表二参照
- (24) 浅沼稲次郎「同志諸君に訴ふ」(『日本社会新聞』第七五六号、一九五九年一一月一六日)。
- 215 同
- (216) 『朝日新聞』一九五九年一一月二八日朝刊
- 人できたからである。ただし本乱入事件は、規模の面で過去の侵入事件と明らかに性質を異にしていた。 国会構内への侵入自体はそれまでも発生していた。当時の議事堂周辺は現在と異なり柵の設置等は行われておらず、垣根を越えるだけで簡単に侵
- 218 なお、一二月二日の法務委員会での審議において、参考資料として当日のニュース映画が放映されている。そこでは、浅沼ら請願団代表が入構し、

国会正門が閉門した後にデモ隊が突入していたことが明らかになっている。結局、煽動などの直接の関与は、一切立証されなかった。

- 219) 『読売新聞』一九五九年一一月二八日朝刊
- 22 17 17
- ものであった。 自社両党で立法化が合意されていた。ただし国会運営正常化のためもあり社会党に配慮した結果、第三三国会中の立法化は難しいと考えられていた 前年の警職法改正問題に端を発する国会の混乱を受けて、「国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案」(いわゆるデモ規制法)自体は
- 〔22〕 『朝日新聞』 一九五九年一二月四日朝刊。
- (23) 『読売新聞』一九五九年一一月三〇日朝刊
- (224) 同右。
- (25) 第三三回国会 衆議院会議録第二〇号。
- 226) 『朝日新聞』一九五九年一二月一八日朝刊。
- 長谷川保、委員は勝間田清一、黒田寿男、小林考平、田中稔男、椿繁夫、成田知巳、藤田進、三宅正一、柳田秀一。佐々木総務局長、成田政審会長 や黒田顧問が参加していることを鑑みると本腰を入れた党内委員会であったことが伺える。 「浅沼稲次郎関係文書」その一―二四四七。なお、同対策委員会の構成メンバーは以下の通りである。委員長は佐々木東三、副委員長は戸叶武、
- (22) 同右、浅沼文
- 第二二回国会 衆議院徵罰委員会議録第四号。

- 230 本懲罰事犯は継続審査に付され続く第三四回国会中も本懲罰案件は数回審議されたものの、結局最終的な結論は出ないまま閉会している。
- 231 継続審査に付され、同法案は続く第三四国会参議院に送付された。
- 付で一名。二月一日付けで一名(高橋勉『資料社会党河上派の軌跡』五二一〜五二五頁)。 前年(一九五九年)までに離党した河上派の議員は衆議院議員一四名、参議院議員二名。一九六〇年一月一一日付で衆議院議員二名、 一月二五日
- **「浅沼稲次郎関係文書」その一―二四四七。出席者は風見章、杉山元治郎、加藤勘十、黒田寿男、野溝勝、原彪、高津正道。欠席者は河上丈大郎**

234 「浅沼稲次郎関係文書」その一―二四四九

松本治一郎、和田博雄

『河上丈太郎日記』一九六〇年一月三日。なお、浅沼を含めた河上派幹部と河上の顔合わせは新年の恒例行事でもあった。

236 「高橋勉メモ」(『資料社会党河上派の軌跡』三四〇頁)。

235

- 237 同右、三四〇~三四三頁。
- 238 中村はこの後一月三〇日に衆議院副議長へ就任し安保国会を運営する立場へ回る。
- 239 「高橋勉メモ」『資料社会党河上派の軌跡』三四一頁)。
- 240

241

「浅沼稲次郎関係文書」その一―二四四九。

- 242 「高橋勉メモ」(『資料社会党河上派の軌跡』、三五一~三五六頁)。
- 243 『朝日新聞』 一九六〇年一月一九日朝刊。
- 244 同右。

245

同右。

- 246 「高橋勉メモ」(『資料社会党河上派の軌跡』三六九~三七〇頁)。
- 「高橋勉メモ」(『資料社会党河上派の軌跡』三六九頁)。
- 247

「高橋勉メモ」(『資料社会党河上派の軌跡』三七〇頁)。

248

- 249 「高橋勉メモ」(『資料社会党河上派の軌跡』三七四頁)。

「高橋勉メモ」(『資料社会党河上派の軌跡』三八三頁)。

浅沼稲次郎の政治指導(二・完)

同志社法学

- 和田と河上の関係については、大竹啓介『幻の花 和田博雄の生涯』が詳しい。
- 当時総務局長であった佐々木更三の回想によれば、西尾問題で浅沼が辞意を漏らした際、佐々木自身が鈴木の辞任と浅沼の後継委員長就任をとり
- もったとしている(佐々木更三『社会主義的・的政権』毎日新聞社、一九七五年、六五~七〇頁)が、詳細な経緯は不明である。 表一および表二を参照。
- 254 「高橋勉メモ」(高橋『資料 社会党河上派の軌跡』五二一〜五二四頁)。
- 255 『読売新聞』一九六〇年三月二五日。
- 256 『朝日新聞』 一九六〇年二月三日朝刊、三月五日夕刊、四月二八日夕刊、五月二四日夕刊
- 257 河野派が三九名程度、石橋系+石田系が一五名程度、三木・松村派が二八名程度(日本政経新聞社調査部「衆議院各党党内派閥表」)。
- 259 258 浅沼稲次郎、吉村正、和田耕作、車田守、宮崎吉政「座談会 浅沼新委員長に聴く」(『日本社会新聞』第七六九号、一九六〇年三月二八日)。 『宮崎吉政日記』第二巻、一九六〇年三月二五日の条

260

- 261 選挙対策委員会「総選挙対策について」(「浅沼稲次郎関係文書」その一―一三五〇)。
- 262 前掲『山幸風雲録』一三〇頁
- 263 同右、一三一頁

264

同右、一三三頁

- 265 「当面緊急事態に対する党の方針」(「浅沼稲次郎関係文書」その一―一三五〇)。
- 266 社会党企画調査部「緊迫した内外情勢分析」(「浅沼稲次郎関係文書」その一―一三五〇)。

「一九六○.六.六社会党第一八回臨時大会」(「浅沼稲次郎関係文書」その一―一三五四)

- 268 「浅沼稲次郎関係文書」その一―二四五八。

『朝日新聞』一九六〇年六月一八日朝刊。

269

267

- 270 「浅沼稲次郎関係文書」その一―二四五八。
- 27 [朝日新聞] 一九六〇年六月二三日朝刊·
- 「当面の政治方針 (案)」(「浅沼稲次郎関係文書」その一―二四五八)。

- (沼) 「浅沼稲次郎関係文書」その一―二四五八。
- (邓)「政治方針解説」(「浅沼稲次郎関係文書」その一―二四五八)。
- (25) 『読売新聞』一九六〇年八月一二日朝刊。
- 277 276 浅沼稲次郎「ある日ある時 みんなに牛乳三合 ―農業発展と国民生活について―」(『日本社会新聞』第七九二号、一九六〇年九月一二日)。 『読売新聞』一九六〇年八月一五日朝刊。
- (28) 「演説原稿」(「浅沼稲次郎遺品」○一―一―一九)。
- 279 同右。

280

- 拙稿「浅沼稲次郎の政治指導(一)――一九五五年~一九六〇年――」(『同志社法学』第三九八号、四三~八九頁)参照。
- (20) 中北浩爾『一九五五年体制の成立』(東京大学出版会、二〇〇二年)二六四頁。

同志社法学 七〇巻三号

労働組合との関係	党運営と機構改革	外交・経済政策の 基本方針	統一綱領への姿勢	階級的大衆政党の解釈	党の基本性格		
I	I	反共よりも帝国主義との 対決を優先すべき	統一綱領変更の必要あり	階級性を最重視	階級的大衆政党 (国民政党論反対)	野溝派・松本派・黒田派	
労組依存の是正	執行部の少数化 責任体制の重視 党員の規律・学習の強化 活動家重視 科学的選挙体制の整備	憲法改正反対 選挙法改正反対 政権獲得プログラムの明 確化	統一綱領変更の必要あり	議会主義 選挙による政権獲得 階級性を重視	階級的大衆政党 (国民政党論反対)	和田派	社会党各派の党再建案
労組依存の是正	派閥解消 執行部の指導力強化・少 数/化 裁/市へ政党からの脱皮	積極的中立 安保改定反対 政策を保守政権、社会党 政権、社会主義政権下の 三種に分ける	統一綱領支持	議会主義 選挙による政権獲得 政権獲得時の反対党許容 院外大衆運動との連携も	階級的大衆政党 (国民政党論反対)	鈴木派	案 (1959年6月~)
労組への指導性確立	派閥解消 執行部の指導力強化 影の内閣制確立	自主独立・積極的中立 安保改定反対 福祉政策の重視	統一綱領支持	議会主義 選挙による政権 獲得政権獲得時の反対党 昨容	階級的大衆政党	河上派	
労組への指導性確立	主体性の確立 執行部の指導力強化 影の内閣制確立	反共・反資本主義の不偏 路線 安保改定反対 (対案重視) 日米中ソの集団安保体制 労使協調による生産拡充 重視	統一綱領変更の必要あり	議会主義 選挙による政権獲得 政権獲得時の反対党許容	階級的大衆政党 (階級政党論反対)	西尾派	
	一 労組依存の是正 労組依存の是正 労組への指導性確立	軟行部の少数化 責任体制の重視 党員の規律・学習の強化 活動家重視 科学的選挙体制の整備 一 労組依存の是正 労組依存の是正 労組への指導性確立	無法改正反対 選挙法改正反対 対決を優先すべき 政権獲得プログラムの明	統一綱領変更の必要あり 統一綱領支持 統一綱領支持 統一綱領支持 意法改正反対 対決を優先すべき 対決を優先すべき 政権獲得プログラムの明 政権獲得プログラムの明 政権獲得プログラムの明 政権獲得プログラムの明 政権、社会主義政権下の 責任体制の重視 党員の規律・学習の強化 活動家重視 科学的選挙体制の整備 政策を保守政権、社会党 安保改定反対 政権、社会主義政権下の 三種に分ける 自主独立・積極的中立 安保改定反対 福祉政策の重視 景任本制の重視 表に分ける 製行部の少数化 責任体制の重視 党員の規律・学習の強化 統員 科学的選挙体制の整備 減行部の指導力強化・少 数化 統員中心政党からの販皮 執行部の指導力強化 影の内閣制確立 数化 影の内閣制確立 分組依存の是正 労組依存の是正 労組への指導性確立	階級性を最重視 護会主義 護会主義 選挙による政権獲得 所級性を重視 護舎による政権獲得 政権獲得時の反対党許容 政権獲得時の反対党 院外大衆運動との連携も 変化 支保立正反対 対決を優先すべき 選挙による政権 選挙による政権 競社を重視 選挙による政権 院外大衆運動との連携も 登代立正反対 政権獲得時の反対党 新名 獲得政権獲得時の反対党 獲得政権獲得時の反対党 新名 機利政権獲得時の反対党 資利政権の中立 支保政定反対 支保政定反対 支保政定反対 支保政定反対 支保政定反対 支保政定反対 支保政定反対 支保政定反対 支保政定反対 支保政定反対 支保政定反対 支保政定反対 支保政定反対 支保政定反対 基付部の少数化 責任体制の重視 党員の規律・学習の強化 表化 活動家重視 科学的選挙体制の整備 被行部の少数化 責任体制の重視 業行部の指導力強化・少 数化 数化 数化 数化 数化 数化 数化 数化 数化 数化 数化 数化 数化	階級的大衆政党	野津派・松本派・黒田派 和田派 鈴木派 河上派 階級的大衆政党 (国民政党論反対) 階級的大衆政党 (國民政党論反対) 職業会主義 (職等による政権 (職外大衆運動との連携も 安保政定反対 安保政定反対 安保政定反対 政権、社会主義政権下の (政権、社会主義政権下の (工事に分ける) 獲極的中立 安保政定反対 (政権、社会主義政権下の (工事に分ける) 新一綱領支持 (全保政定反対 (工事に分ける) 結一綱領支持 (工事に分ける) 指導的政策の重視 (工事に分ける) 自主独立・積極的中立 安保政定反対 (工事に分ける) 新行部の指導力強化 影の内閣制確立 新行部の指導力強化 影の内閣制確立 新行部の指導力強化 影の内閣制確立 新行部の指導力強化 影の内閣制確立

動方針委員会」(「浅沼稲次郎関係文書」その1-2443) および各種新聞より筆者作成。 「社会党各グループの再建案」(「浅沼稲次郎関係文書」その1-1272)、「運動方針委員会メモ」(「浅沼稲次郎関係文書」その1-2442)、「運